

（仮称）豊田市こども・若者総合計画の 策定について



1 計画の位置づけ・対象・期間

【位置づけ】

<上位計画>

第9次豊田市総合計画

<関連計画>

教育行政計画、とよた男女共同参画プラン
地域福祉計画、地域福祉活動計画 など

整合

(仮)豊田市いづも・
若者総合計画

- ・こども基本法に基づく「市町村こども計画」
- ・豊田市子ども条例に基づく「豊田市子ども総合計画」
- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・成育医療等基本方針に基づく「母子保健計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策のための計画」

【対象】

妊娠期を含めた0歳から30歳代及びその家庭

妊娠・出産期



乳幼児期



学童期



思春期



青年期



若者

【期間】

令和7年度から令和11年度までの5年間

【用語の定義】

- ・本計画でいう「こども」とは若者も含む
- ・ただし、若者を明確に打ち出したい場合は、「若者」の語を用いる
- ・法令や固有名詞については「子ども」の語を用いる場合がある（例：子ども条例など）

2 国の動向、現計画の成果と課題、市民意向調査の結果、こどもの意見について

国の動向

- 【R5.4 こども基本法】 こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法
こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見反映などについて定める
- 【R5.12 こども大綱】 「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、
「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、さらに必要なこども施策を盛り込む
- 【R6.5 こどもまんなか実行計画】 幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン
こどもや若者の権利保障に関する取組や、少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする
困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策などを提示

現計画の (第3次計画) 成果と課題

- 【子どもの権利】 ・こどもの権利啓発の実施、子どもの権利条約フォーラム2023inとよたをきっかけとした市民との連携促進 など
・いやなことをされたり、言われたことがない人の割合：小・中学生 増加、高校生 減少
→【今後の方向性】こどもの権利の理解と実践に向けた取組
- 【出産・子育て】 ・産後ケア事業の拡大や多胎ピアサポート事業の開始など子育てに係る各種取組の実施 など
・出産、子育てがしやすいまちとして満足している割合：H28:66.5% ⇒ R5:56.2%
→【今後の方向性】必要な人が必要なサービスにつながるための情報発信
- 【保育の環境】 ・公立・私立園における0～2歳児の定員拡大、育休退園制度の廃止、放課後児童クラブの施設確保の実施 など
・こども園等、放課後児童クラブの待機児童数：こども園等R5.4.1:0人 放課後児童クラブR5.5.1:0人
→【今後の方向性】年度途中の待機児童対策、放課後児童クラブの拡充

市民意向 調査の 結果

- R5.10～11月に、市内のこども・若者、その保護者などを対象にアンケート調査。回答総数7,000件以上
- 【子育てに関する現状】 →【今後の方向性】安心して子育てができる環境、社会全体で子育てを支える環境づくり
・母親の就労割合は、就学前児童保護者が65.9%、小学生保護者が77.2%となっている。
過年度と比較して母親の就労割合は増加している。また、フルタイムで就労している割合も増加している。
・子育て世代の多くが「仕事時間」「家事（育児）」「プライベートの生活時間」の優先度について、
希望と現実には大きな差を感じている。
- 【こどもを取り巻く現状】 →【今後の方向性】「居場所」と感じられる場所や人とのつながりづくり
・自分のことが好きと感じている人のほうが結婚したい、将来こどもを育てたいと考えている傾向にある。
・学校以外の活動にできるだけ多く参加しているほど、自分のことが好きだと感じている傾向にある。
・小学生が学校終わりに過ごす場所について、「自分の家」という回答が突出している。

こども の意見

3～4ページを参照

（仮称）こども・若者総合計画

※上記の記載事項は一例。調査結果の詳細などについては、市ホームページに掲載

3 こどもの意見について

●こどもワークショップ、市民意向調査のアンケートの実施

「(仮称) こども・若者総合計画」の策定などの参考とするため、まちの目指す姿を考えるこどもワークショップを開催しました(8月)。その後、ワークショップの意見等を参考に、市内の小学生、中学生、高校生、大学生などに市民意向調査のアンケートを実施しました(10月～11月)。

その後、こどもワークショップを再び開催(12月)し、実施したアンケート調査結果を、こどもや若者が分析し、豊田市長に提言しました。

●参加者

- ・8月ワークショップ：小学5年生から高校生(32名)
- ・12月ワークショップ：小学生5年生から大学生(51名)
- ・市民意向調査のアンケート：小学1～3年生(770名)、小学4～6年生(735名)、中学生(1,110名)、高校生(334名)、大学生(321名)、18歳から39歳までの若者(626名)

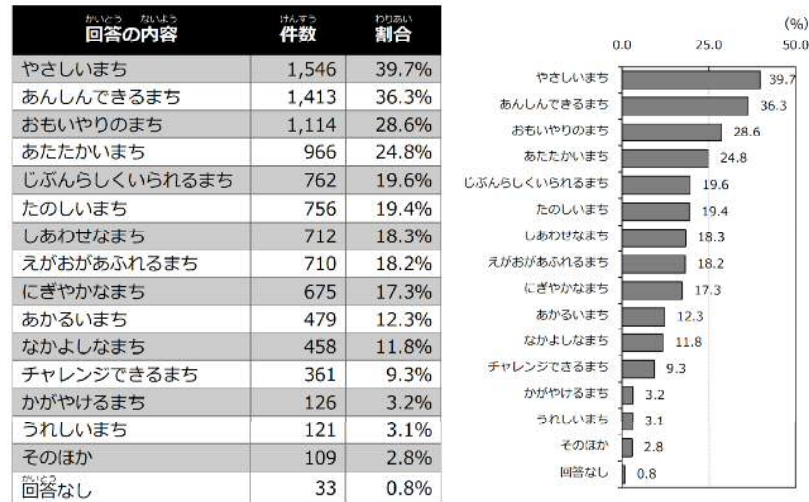
●こどもや若者が考えた、まちのめざす姿

- みんなが笑顔で、世界で一番楽しく自由な町とよた
- 自分らしく子どもも大人も楽しいまち
- 年齢の壁なく関われる、あいさつ、信頼、幸福にあふれて好きだといえるまち
- 笑顔で自分らしくいられる町とよた
- いじめがなく、笑顔があふれる明日が楽しみなまちとよた
- 思いやりからつながるみんなの居場所(とよた)



とよたし 豊田市を どんなまちにしたいですか (3つまで選択式)

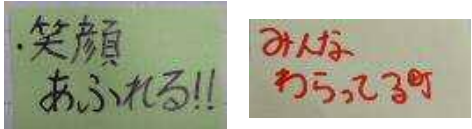
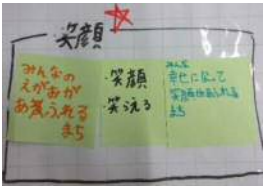
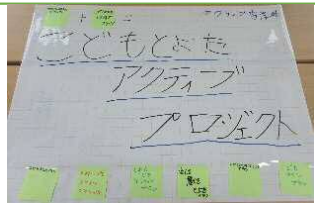
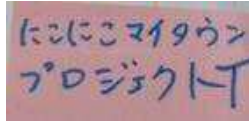
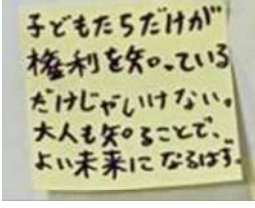
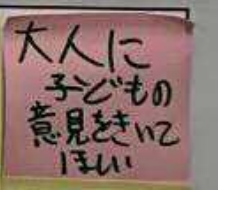
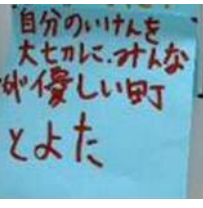
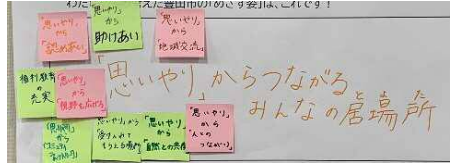
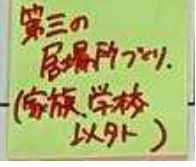
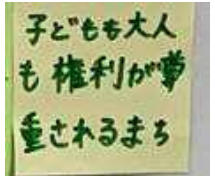
- 「やさしいまち」がいちばん多く、そのつぎに「あんしんできるまち」や「おもいやりのあるまち」となっています。



※市民意向調査のアンケート結果



3 こどもの意見について

項目	計画案への反映	※下記は、こどもの意見を計画案に反映した一例
計画のめざす姿である 基本理念	こどもたちからの意見で多かった「みんな」「笑顔」「あふれる」というキーワードを入れて「こどもたちの笑顔があふれるまちとよた」にしました。また、 <u>すべてのこどもたちに伝わるように、シンプルな表現</u> としました。	 
計画で重点的に取り組む こと	計画名について「こどもとよたアクティブプロジェクト」「えがおですめるまちプロジェクト」「ワクワクを広げるとよたプロジェクト」などの提案がありました。計画で特に重点的に取り組む事項を、現計画では「重点事業群」と呼んでいましたが、「 <u>重点プロジェクト</u> 」という表現に変更しました。	 
こどもの権利プロジェクト	こどもたちから「 <u>権利が尊重されるまち</u> 」「 <u>こどもたちだけが権利を知っているだけじゃいけない。大人も知ることによってよい未来になるはず</u> 」「 <u>大人に子どもの意見をきいてほしい</u> 」などの意見がありました。重点的に取り組むプロジェクトに、こどもの権利のプロジェクトを設定します。	  
こどもの居場所プロジェクト	こどもたちから「 <u>思いやりからつながるみんなの居場所</u> 」「 <u>家族や学校以外の第三の居場所</u> 」などの意見がありました。重点的に取り組むプロジェクトに、こどもの居場所のプロジェクトを設定します。	 
子育て支援デジタル プロジェクト	こどもたちから「自分らしく子どもも大人も楽しい町」「子どもも大人も権利が尊重されるまち」の提案や、こどもが企画したイベントで「ほとんどの大人が楽しそうにしてくれてうれしかった」などの意見がありました。重点的に取り組むプロジェクトに、 <u>こどもだけでなく保護者の支援</u> を設定します。	 

4 計画体系（案）

子ども条例

<目指す姿>

こどもにやさしいまち

実現

こどもにやさしいまちとは

- ・こどもが幸せに暮らすことができるまち
- ・大人が、こどもにとって一番よいことは何かを考え、みんなでこどもの育ちを支えるまち
- ・こどもと大人が、力を合わせてよりよい社会をつくるまち

（仮称）豊田市こども・若者総合計画

【計画体系図】 ※基本理念の実現に向けて、5年間で特に注力する方向性を示したメリハリのある計画体系としています。



4 計画体系（案）

基本理念

こどもたちの笑顔があふれるまち とよた

- ・第1次から第3次までの子ども総合計画では、「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」を基本理念としてきました。
- ・今回の計画の基本理念は、「子ども・親・地域が育ち合う」「子どもたちの笑顔」というこれまでの理念は継承しつつ、こどもたちに伝わるようなシンプルな表現とし、「こどもたちの笑顔があふれるまち とよた」としました。
- ・笑顔が「輝く」から笑顔が「あふれる」とした理由は、輝いている笑顔、はにかんだ笑顔、明るい笑顔など、こどもたちの様々な笑顔があふれるまちにしたいという思いからです。また、こどもたちの意見でも「みんな」「笑顔」「あふれる」というキーワードが多く出たため、その思いも形にしました。
- ・「こどもたちの笑顔があふれるまち」は、こども自身はもとより、大人も笑顔で過ごすことができるみんなにやさしいまちであると考えています。

基本方針

○本計画を推進するにあたり、取組全体を貫く基本的な方針を2点掲げます。

こどもの権利を大切にする

- ・「こどもたちの笑顔があふれるまち」を実現するためには、こどもたち一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される必要があります。
- ・また、こどもたちの多様な価値観が認められ、こどもが自分らしくいられることも必要です。
- ・その上で、最も大切なことが、子ども条例で規定する4つの子どもの権利を理解し、守り、実践することです。

子育てを支える

- ・こどもが笑顔になるためには、こどもの成長を一番身近で支える保護者や家族の笑顔も必要です。
- ・昨今では、子育て家庭の孤立や仕事と子育ての両立の難しさ等が課題となっており、社会全体で子育てを支える取組が重要となります。

○基本方針を受け、こども・保護者・地域のそれぞれの視点に立ち、3つの取組方針を掲げ、方針ごとに計画の成果指標（案）を設定します。

こどもの健やかな成長を支える 【こども】

- こどもの自己肯定感の高さ
- 地域行事に参加しているこどもの割合
- 「自分の意見が言えている」と感じているこどもの割合 等

安心して子育てができる環境をつくる 【保護者】

- こども園等の待機児童数
- 放課後児童クラブの待機児童数
- 「デジタル化によって豊田市の行政サービスが便利になった」と感じている子育て世帯の割合等

こどもと子育てをみんなで支える 【地域】

- 働きやすい職場づくり推進事業所の確認・公表制度延べ事業所数
- 「こどもの意見を尊重している」と感じている市民の割合 等

取組方針

4 計画体系（案）

○現計画（第3次計画）の成果と課題、市民意向調査、こどもの意見、国の動向などを踏まえ、計画期間である令和7年度から令和11年度までに重点的に取り組む施策を3点位置付けました。

重点1 こどもの権利プロジェクト

【設定根拠】

- ・豊田市では、子ども条例を制定し、こどもの権利の実現に向けた取組を先進的に実施してきた実績があります。
- ・いじめや虐待、不登校など困難を抱えるこどもが依然として多くいる中で、こどもの権利保障について「知っている」から「行動」につなげていく必要があります。
- ・より多くのこどもの意見を市政に反映させる仕組みの構築が課題となっています。

取組の方向性

- ・こどもの権利の理解を広める・深める
- ・こどもの意見を市政に取り入れる
- ・こどもの権利侵害への適切な対応

主な取組

- ・市民との共働によるこどもの権利啓発
- ・こどもの意見表明・反映の仕組みづくり
- ・地域資源を活用したこどもの支援体制の充実

重点2 こどもの居場所プロジェクト

【設定根拠】

- ・自分の居場所を持つことは自己肯定感や自己有用感に関わると言われています。
- ・学校以外に自分の居場所を持つことも、自己肯定感の高さに関わっていると考えられます。
- ・学校以外への活動にほとんど参加していないこどもの割合が増加しており、こどもが自分の居場所を見つけられる仕組みの構築が課題となっています。

取組の方向性

- ・こどもの居場所をつくる
- ・こどもが居場所につながる

主な取組

- ・多様なこどもの居場所づくりの推進
- ・こどもの居場所マップの構築
- ・こどもと居場所のマッチング

重点3 子育て支援デジタル化プロジェクト

【設定根拠】

- ・子育て世代の就労割合の高まりにより、時間的制約の多い子育て世代は増えてきています。
- ・行政手続きにおける手書き書類や必要な情報を自ら調べることへの負担感等が指摘されています。
- ・子育て世代はデジタルツールに慣れている人が多く、デジタル技術を活用した子育て支援は有効な手段になり得ます。

取組の方向性

- ・必要な支援を必要な人に届ける仕組みづくり
- ・行かない・書かない・待たない
子育て窓口の実現

主な取組

- ・プッシュ型通知による最適な情報発信
- ・デジタル技術活用による子育て手続きの負担軽減

4 計画体系（案）

○基本方針を受け、本計画で推進する取組の体系と内容です。こども・保護者・地域それぞれの視点に立ち、取組方針を設定します。

○計画に掲載する取組については、関連する事業を総括的に位置付けるのではなく、「こども」「保護者」「地域」の3つの視点から、今後5年間で特に注力する方向性を明確化し、その実現に特に貢献する取組を位置付けます。

取組方針	取組の方向性	計画に掲載する取組	白書
Ⅰ こどもの健やかな成長を支える	こどもの意見表明の機会充実	子ども会議の推進、こどもの意見表明の仕組みづくり、こどもの意見反映の仕組みづくり	●計画に掲載する取組以外の事業については、「（仮称）こども・若者白書」を作成し、取組状況を報告 ●重点プロジェクトや計画に掲載する取組は、PDCAサイクルに基づき実施状況を子どもにやさしいまちづくり推進会議で審議し、施策の見直しや新規で取り組むことなどを、白書で進捗管理
	こどもの多様な居場所の創出	多様な主体と連携した居場所づくりの推進、こどもと居場所のマッチング ほか	
	こどもの遊び・体験の機会充実	総合野外センターの活性化、部活動の地域移行の推進、こどもが主役となるプレーパークの開催 ほか	
	配慮が必要なこどもへの支援	インクルーシブ保育の推進、放課後児童クラブにおける配慮が必要な児童への支援、虐待の未然防止・早期対応の体制強化 ほか	
	若者の社会参加の促進	青少年センターを起点とした若者の社会参加の促進、二十歳のつどいを通じた社会参加の促進	
Ⅱ 安心して子育てができる環境をつくる	妊娠期から乳幼児期までの伴走支援	伴走型の出産・子育て応援、不妊治療費の助成、産前・産後ヘルパーによる支援の充実、産後ケアの利用促進、乳幼児健診のデジタル化 ほか	
	こどもを安心して預けられる環境づくり	保育要件のない乳児の預かりニーズへの対応、年度途中の待機児童対策、放課後児童クラブの拡充 ほか	
	経済的負担の軽減	こども園・幼稚園から中学校までの給食費無償化、こども医療費の助成、結婚新生活の支援	
	配慮が必要な家庭への支援	地域資源を活用したこどもの支援体制の充実、ひとり親家庭の自立促進、多胎家庭の外出支援	
	情報発信の最適化	プッシュ型通知による最適な情報発信	
Ⅲ こどもと子育てをみんなで支える	共働き・共育での推進	働き方改革の促進、男女共同参画の推進	
	地域ぐるみによるこども・子育ての支援	市民との共働によるこどもの権利啓発、地域におけるこどもと大人の対話機会の創出 ほか	

5 子ども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援法に基づき、乳児の就園児童数の拡充や子ども・子育て支援事業の充実を目的に、ニーズを明らかにしてその受入枠を計画的に整備します。 ※令和6年5月末時点の内容

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
<施設型給付> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 <地域型保育給付> ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ・延長保育（時間外保育事業） ・子育て短期支援事業（ショートステイ） ・地域子育て支援拠点事業 ・一時保育（一時預かり事業） ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・妊婦健診事業 ・おめでとう訪問（乳児全戸訪問事業） ・養育支援訪問事業 ・利用者支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ・子育て世帯訪問支援事業

6 ユニセフ日本型CFCI実践自治体の取組

- 豊田市は、こどもにやさしいまちづくりの更なる推進を目指すため、ユニセフ日本型CFCI実践自治体の承認（2025年(令和7年)1月）を目指します。
- ユニセフが世界的に示す構成要素（下表）に対応するチェックリストに基づき自己評価を行い、更に（公財）日本ユニセフ協会CFCI委員会の外部評価も受けます。

チェックする構成要素 ※⑩は自治体の独自項目案	
①子どもの参画 ②子どもにやさしい法的枠組み ③子どもの権利を保障する施策 ④子どもの権利部門又は調整機構 ⑤子どもへの影響評価	⑥子どもに関する予算 ⑦子どもの報告書の定期発行 ⑧子どもの権利の広報 ⑨子どものための独立した アドボカシー活動 ⑩市民団体等と連携した 居場所づくり

7 今後のスケジュール

予定	内容
令和6年7月3日	子どもにやさしいまちづくり推進会議
7月19日～	パブリックコメントの実施
8月	こどもへの中間報告（こどもワークショップ）

予定	内容
令和6年9月30日	子どもにやさしいまちづくり推進会議
10月	子どもにやさしいまちづくり推進会議から市長に答申
12月	議会上程